

小売事業／市場・取引環境／制度の バージョンアップに向けた検討課題について

2023年3月1日

資源エネルギー庁

はじめに（本日の御議論）

- 本日の小委員会においては、競争と安定を両立する市場・取引環境の整備に関しては、**常時BUを廃止する場合の対応や、常時BUの適正化**について御意見いただきたい。
- また、小売電気事業者に対する規律の在り方、消費者の選択肢と安定性の確保については、**需要家への情報提供の充実化**の論点として、説明義務に追加すべき項目に加えて**開示項目**について御議論いただきたい。
- また、最終保障供給の件数が一定程度残存することが見込まれる中、各社の標準メニューでの受付状況等についてご紹介しつつ、**最終保障供給の正常化に向けた方策**につき、御議論いただきたい。

- 1. 常時BUを廃止する場合の対応、常時BUの適正化**
2. 情報提供の充実化（説明方法、開示項目等）
3. 標準メニューによる受付再開と最終保障供給の状況

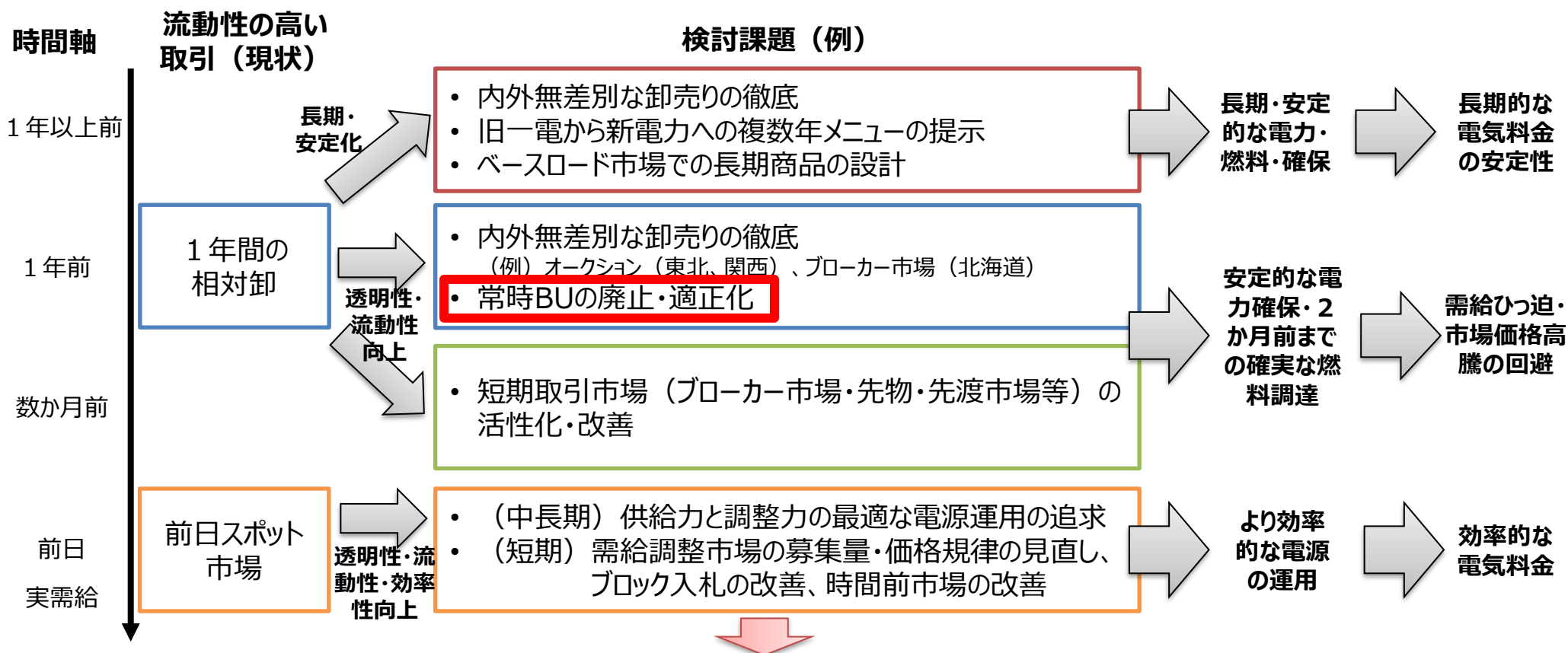
御議論いただきたい内容

- 長期～短期の取引について、更なる安定供給（電源投資、燃料調達）、価格安定性と競争促進にバランス良く寄与する電源アクセス環境の整備を進めるため、昨年末から議論を進めているところ。
- 現在、電気の販売・調達の実態や取引における課題・ニーズ等を把握するため、発電事業者・小売電気事業者向けにアンケート調査を実施中（3月17日〆切）であり、1年間の卸売りに加え、長期的な取引（1年超）や短期的な取引（実需給の数か月前の取引）の流動性の向上等に向けた具体的な施策については、アンケート調査の結果も踏まえ、次回以降の本小委員会で議論を行うこととしたい。
- 本日は、検討課題の一つである常時BUに関して、これまでの小委員会で議論してきた（1）常時BUの廃止を行う場合の具体的な対応と、（2）足元の問題を踏まえた常時BUの適正化の2点について、更に御議論をいただきたい。

(参考) 論点①：競争と安定を両立する市場・取引環境の整備

第57回電力・ガス基本政策小委員会（2022年12月）資料5より抜粋

- 長期～短期の取引について、更なる安定供給（電源投資、燃料調達）、価格安定性と競争促進にバランス良く寄与する電源アクセス環境の整備を進めることが重要。
- その際、発電側・小売側双方の視点から、どのような卸商品設計が望ましいか、改めて整理を行った上で、競争と安定を両立・促進するような仕組みの検討が必要ではないか。



様々な取引機会があることで、発電事業者は売電収益の最大化・安定化が、小売電気事業者は調達の効率化・安定化が可能。ひいては、需要家への効率的・安定的な電力供給につながる。

- **競争と安定を両立する市場・取引環境の整備のため、事務局において、発電事業者・小売電気事業者双方に対して、電気の販売・調達の実態や取引における課題・ニーズ等に関するアンケート調査を実施したい。** 本日は、**このアンケート調査の内容について、御意見をいただきたい。** 本日頂いた御意見も踏まえつつ、事務局において、アンケート調査内容の再検討を行い、**以下のスケジュールで、アンケート調査を実施したい。**
 - 2月中：事業者に対して、アンケート調査票の配布
 - 3月中：アンケート調査票の回収
 - 4月頃の委員会：アンケート調査結果の開示

発電事業者向け

調査対象：発電容量（kWベース）上位約70社
（日本全体の発電容量の約9割。自治体や一般送配電事業者等を除く。）

調査内容（骨子）：

- 基本情報（会社概要、経営状況）
- 電源販売ポートフォリオ（電気の販売契約期間と販売先）の実績と理想
- 電気の販売契約期間ごとの販売契約を結ぶ際のニーズや課題、各販売形態の評価（相対契約、先渡契約、先物契約、等）
- 内外無差別な卸売りの方法のための各種販売方法（相対契約、オークション、ブローカー市場）の評価
- 契約の個別条項（転売禁止条項等）の評価

小売電気事業者向け

調査対象：全小売電気事業者

調査内容（骨子）：

- 基本情報（会社概要、経営状況）
- 電源調達ポートフォリオ（電気の販売契約期間と販売先）の実績と理想
- 小売が自社電源を保有する場合の課題
- 電気の調達契約期間ごとの調達契約を結ぶ際のニーズや課題や理想の調達形態（相対契約、先渡契約、先物契約、等）
- 長期相対取引を締結する場合、火力発電が特定された形での調達契約を締結することが可能か。その場合の契約期間。
- 内外無差別な卸売りの方法のための各種販売方法（相対契約、オークション、ブローカー市場）の評価
- 契約の個別条項（転売禁止条項等）の評価
- 需要家に提供する料金メニューの形態（固定価格、燃調付き、市場連動型、等）

(参考) 今後の電力政策の方向性について中間とりまとめ (令和5年2月) (抄)

新電力のベース電源代替という目的で導入された常時バックアップ (以下「常時B U」という。) については、内外無差別な卸売りが担保できた場合、常時B Uを廃止することが適当とされている。現在、旧一般電気事業者各社において、内外無差別な卸売りについて、取組がなされているところであり、旧一般電気事業者においては、交渉スケジュールの明示や卸標準メニュー (ひな型) の作成・公表等、一定程度の成果が出る可能性がある。内外無差別な卸売りがなされている中で、常時B Uが残り続け、例えば、「ある新電力が相対協議やオークションにおいて、常時B Uよりも高価な価格提示や入札を行ったにもかかわらず、他の新電力の常時B Uが優先される」といった事例が発生した場合、公正・公平な競争環境が阻害される。この点「適正な電力取引についての指針」(令和4年11月14日、公正取引委員会、経済産業省) (以下「適取G L」という。) において、旧一般電気事業者が常時B Uを卸すことが規定されているため、常時B Uの廃止のためには適取G Lの改定が必要となる。このため、**適取G Lを改定し、電取委において内外無差別な卸売りをやっている**と判断されたエリアにおいては、**常時B Uを卸す必要がない旨の記載を加える**こととする。

なお、**常時B Uの廃止にあたっては、新電力の電源調達や事業活動に一定の影響が出る可能性も踏まえて、どのようなステップで行うことが望ましいか引き続き検討を行う**こととする。あわせて常時B Uについては、電取委の制度設計専門会合において、足下の発生している事象として、**常時B Uの総契約量に占める一部の新電力の契約割合が極めて高いことや転売なども報告されており、こういった事象は新電力間の競争環境を歪めているおそれがある**。前述のとおり一義的には、旧一般電気事業者が内外無差別の徹底と常時B Uの廃止を行うことが重要であるものの、**廃止までに期間において、足下の問題を放置することは望ましくないため、足下の対応として、運用上の問題の対処や現状の市況を踏まえた当座の対応等について、引き続き検討を行う**こととする。⁸

注釈8：第56、57回本小委員会においては、本中間とりまとめの内容の方向性に異論はないものの、常時バックアップの解除に際して、何を持って内外無差別な卸売りと判断するのかという考え方について、明確化するべきではないかという意見もあったところ。内外無差別な卸売りについては、今後、電取委において、フォローアップがなされることとなる。

(参考) 第56回電力・ガス基本政策小委員会 (2022年11月24日) における意見

- 常時BUの廃止については、内外無差別が確認されることが前提ということだが、具体的な定義をきちんと決めた上で、検討・判断がされることに期待。
- 常時BUの適正化に違和感はないが、詳細設計のやり方によっては廃止と同等の影響を及ぼすこともある。内外無差別な卸売り環境の整備が重要であり、そこに向けた各社の取組が後退することのないよう検討を進めていただきたい。
- 内外無差別な卸売りをしているということと、それが担保できていることは異なる。監視等委員会においては、今行われているものが内外無差別に値するというだけではなくて、それが担保されていること、継続的に行われることを確認する必要がある。廃止した後も、内外無差別の監視は続くと思うが、その際に蓋をあけてみたら、内外無差別とはほど遠いものだったと判明したら常時BUは復活するのか。それとも別の手段を講ずるのか。満たされなくなった時にどうするかを検討しておくのとおかないのでは、廃止の判断の重みも異なると思う。
- 商品性の改善については、好き勝手に設計するわけではなくて、そのほうがより合理的であることを確認する必要があると思う。
- 常時BUの廃止については、廃止の方向性に異論はないが、どうすると内外無差別が担保されたといえるのか。内外無差別というのは、安価なベースロード電源（水力や原子力）にアクセスできるということなのか。ベースロード市場かと思ったが、同市場の取引量を確認したところ、あまり大きくないようだったので、含まれていないのではないかと思った。
- 常時BUの柔軟化が実質的に廃止の効果を持つのではないかという意見があったが、常時BUは民民の契約にすぎないので、そこを警戒するのは違うのではないかと思った。これから契約されるものについては、廃止を見越して、廃止の際の条項を契約に入れることも許容されるのではないかと思っている。
- 方向性に異論はない。常時BUについて、内外無差別の担保が非常に重要であると思うが、その中身の定義を明確にする必要があると思うので、監視等委員会においてこの点を含め検討いただきたい。
- 常時BUの廃止に異論はないが、内外無差別の判断にあたってはエリア毎に実質的に確保されていると担保されていることが重要。入札が導入されつつあるが、自社グループへの長期契約分の拠出を差し引いた残りの拠出となっていないかといった量の面でも、変動オプションの選択が十分にできていないといった条件の面でもいくつか課題があると思っているので、こういった課題も踏まえて、検証いただきたい。新電力はベースロード市場への入札にあたっては常時BUの契約電力量を控除している。また、常時BUの契約電力量を踏まえ顧客獲得などを行っているといった実態に鑑みて事業活動や需要家に影響がないよう、考慮した廃止をお願いする。
- 柔軟化については、基点を一定期間にすることは1つの考え方だと思うが、新電力の事業開始時期や展開のタイミングによっては、かえって事業者間での不公平感につながる面もあるのではないか。旧一般電気事業者が常時BUに充てる総量を増やせないために、先行する新電力がその卸売りの多くを占めているということだと思うが、契約規模に応じて総量を按分するといった考え方もあると思う。

- 常時BUについては、内外無差別性が担保できた場合、廃止することが適当とされているところ。
- 現在、旧一電各社において、内外無差別な卸売りについて、取組がなされているところであり、旧一電においては、交渉スケジュールの明示や卸標準メニュー（ひな型）の作成・公表等、一定程度の成果が出る可能性がある。内外無差別な卸売りがなされている中で、常時BUが残り続け、例えば、「ある新電力が相対協議やオークションにおいて、常時BUよりも高価な価格提示や入札を行ったにもかかわらず、他の新電力の常時BUが優先される」といった事例が発生した場合、公正・公平な競争環境が阻害される。
- これまで本小委員会で議論してきた通り、内外無差別が担保できた場合、常時BUは廃止することが適当であると考えられるが、「適正な電力取引についての指針」（以下「適取GL」という。）において、旧一電が常時BUを卸すことが規定されているため、常時BUの廃止のためには適取GLの改訂が必要。
- そのため、適取GLを改訂し、「内外無差別な卸売りを行っていると判断されたエリアの旧一電については、常時BUの卸売りを行う必要が無い」旨、記載してはどうか。この際、内外無差別な卸売りを行っているか否かは、監視委でのこれまでの議論（P.29を参照）を踏まえつつ、監視委が判断してはどうか。

(参考) 適正な電力取引についての指針（令和4年9月16日、公正取引委員会・経済産業省）（抄）

②また、区域において一般電気事業者であった発電事業者が他の小売電気事業者に対して行う常時バックアップについては、電気事業法上規制をされていないが、電気事業の健全な発達を図る観点から、他の小売電気事業者が新たに需要拡大をする場合に、その量に応じて一定割合（特高・高圧需要：3割程度、低圧需要：1割程度）の常時バックアップが確保されるような配慮を区域において一般電気事業者であった発電事業者が行うことが適当である。この場合、常時バックアップは、区域において一般電気事業者であった発電事業者等が、当該発電事業者等及びその関連会社が支配的な卸供給シェアを有する一般送配電事業者の供給区域において、他の小売電気事業者に対して行うこととする。

本日の内容

- 旧一電が、電力の卸売において、社外・グループ外の小売電気事業者と比して、自社の小売部門にのみ有利な条件で卸売を行うこと等により、その結果として、旧一電の小売部門による不当な廉売行為等、小売市場における適正な競争を歪曲する行為が生じること（不当な内部補助）への懸念があることから、旧一電各社において、中長期的な観点を含め、発電から得られる利潤を最大化するという考え方にに基づき、社内外の取引条件を合理的に判断し、内外無差別に卸売を行うこと等のコミットメントの履行、およびこれを確実に実施するための具体的方策の運用が2021年度より開始された。
- コミットメントの履行状況については、第62回、第67回、第75回制度設計専門会合（2021年6月29日、2021年11月26日、2022年7月26日）にて報告し、引き続き注視していくこととされた。
- また、第71回制度設計専門会合（2022年3月24日）にて、旧一電の内外無差別な卸売の実効性を高め、かつ取組状況を外部から確認することを可能にするため、遅くとも**23年度当初からの通年契約**に向けて、**旧一電各社に対して以下の取組の進捗を定期的に確認していくこととされた。**
 - ① 交渉スケジュールの明示・内外無差別な交渉の実施
 - ② 卸標準メニュー（ひな型）の作成・公表
 - ③ 発電・小売間の情報遮断、社内取引の文書化のさらなる徹底等
- 23年度卸売の取組状況については、第75回制度設計専門会合（2022年7月26日）においては検討中の事業者が多く、内外無差別な卸売のコミットメントの実効性を高める具体的な取組を示していくことが重要、と整理された。
- こうした御議論を踏まえ、本日は**23年度交渉に向けた取組状況及び旧一電各社のコミットメントの履行状況（22年度期中契約）**をご報告し、今後の対応等についてご議論いただきたい。

(1) 常時BUの廃止（論点②：常時BUの廃止のタイミングと新電力の事業活動への影響）

- 監視委の内外無差別のフォローアップにおいて、内外無差別が確認されれば、常時BUの廃止の判断が可能ということになる。
- 常時BUの廃止のタイミングをフォローアップ直後にすることも考えられるが、その場合、常時BUの契約期中での契約が終了したり、新電力が常時BUの契約の継続を検討していたのにも関わらず、その機会を突然喪失することになる等、**新電力の電源調達や事業活動に一定の影響が出る可能性も存在。**
- 実態として、監視委において、相対契約の太宗を占める1年契約の実績評価は毎年6月頃になされていることや、翌年度の卸売りの交渉が10～12月頃に開始されることを考慮すると、**「6月頃に内外無差別の評価及び常時BUの廃止判断、10～12月頃に翌年度の卸売りの契約交渉開始、翌年3月末に常時BUの廃止」を基本的なケースとして運用してはどうか。**（※1、2）
 - （※1）6月頃以外に内外無差別の評価がなされた場合は、新電力の電源アクセスの機会にも配慮しつつ、ケースバイケースで判断してはどうか。
 - （※2）必ずしも契約終了が3月末となっていない契約（契約期間が7月～翌年6月となっている、等）も存在。このような契約については、3月末に契約が終了する可能性があることが旧一電と新電力の双方で合意されている場合は、3月末に常時BUを廃止しても問題ないのではないかと。なお、契約満了前に契約を解除するに当たっては、旧一電と新電力との間で十分に協議した上で行うよう留意する必要がある。

(4) 今後の対応について（案）

- 23年度向けの相対卸契約について、内外無差別の実効性の確保に向けて各社から新しい取組が表明されていることに加えて、実効性を確保するためには事後的なフォローアップだけでは遅いとの御指摘もあったことも踏まえて、今般、各社の取組状況について、中間的な確認を行ったところ。
- 監視等委員会事務局においては、まだ来年度に向けた取組が表明されていない事業者については、早急に方針を示すよう促していくこととしたい。また、すでに取組が表明されている事業者についても、本日御議論いただいた内容を踏まえつつ、その取組を今後とも随時確認していくこととしたい。
- また、常時バックアップについては、内外無差別な卸売が担保できた場合、廃止することとされており、第56回電力・ガス基本政策小委員会（令和4年11月24日開催）において、内外無差別性の確認されたエリアから順次、常時バックアップを廃止するとされた。本日御報告した通り、一部の事業者では極めて透明性の高い取組が進んでいることを受けて、旧一電、新電力の双方から、常時バックアップの廃止にかかる内外無差別性の評価がいつ行われるのか、予見性があることが必要、との御指摘もあるところ。
- 内外無差別性を評価するに当たっては、**各社から既に表明されつつある卸売のスキームも非常に重要な要素であるが、そうしたスキームに基づいて実際にどのように卸売が行われたか等、事後的に確認を行うことも必要**である。こうしたことを踏まえ、**23年度の通年の相対契約について、その交渉・契約が終わり次第（2023年3月末目途）速やかに次回のフォローアップに着手し、その内外無差別性について、本専門会合（2023年半ば目途）において御審議いただくこととしてはどうか。**

(1) 常時BUの廃止（論点③）：常時BU廃止の際のベースロード市場との関係）

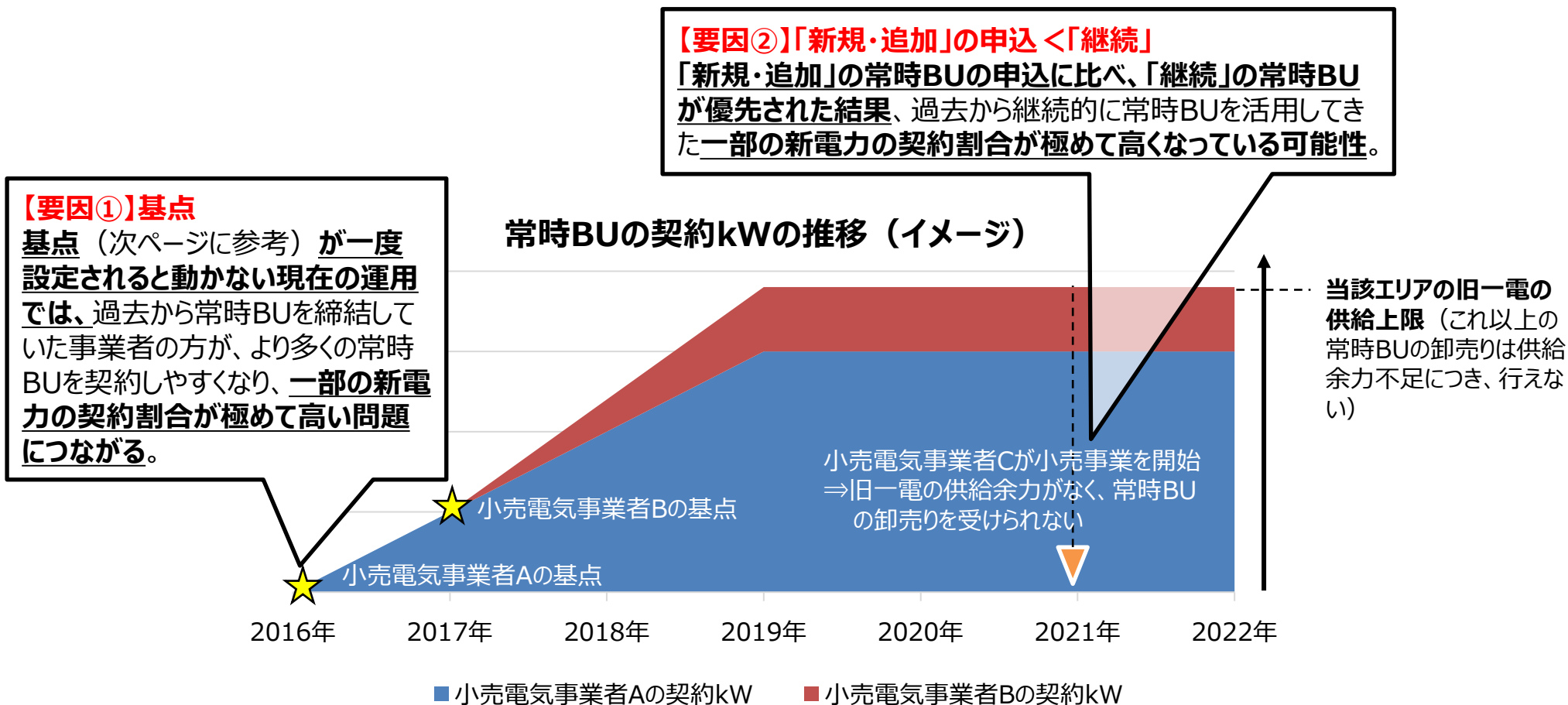
- ベースロード市場の供出量等の算出の際に、前年度の常時BUの契約量等を控除することとなっている。そのため、このルールをそのまま適用すると、常時BUの廃止が開始する年度のベースロード市場の受渡しについては、常時BUが廃止されているにもかかわらず、前年度の常時BUの契約量等が控除された形で受渡しがなされることとなる。
- 常時BUの廃止は内外無差別な卸売りが前提のため、常時BUの廃止が決まった場合に、
 - ① ベースロード市場の供出量等から前年度の常時BUの契約量等を控除しないこととしても（この場合、ベースロード市場の供出量等は増加）、
 - ② ベースロード市場の供出量等から前年度の常時BUの契約量等を控除することとしても（この場合、ベースロード市場の供出量等は減少するが、代わりにベースロード市場以外の内外無差別な卸売り量が増加）、**新電力の電源アクセスの機会は確保されている**と考えられる。
- **本論点については、ベースロード市場の制度設計について議論がなされている****制度検討作業部会において検討を行ってはどうか。**

（参考）ベースロード市場ガイドライン（令和3年6月25日改定、資源エネルギー庁）（抄）

※「入札前年度の常時バックアップ契約に基づく控除量 (g)」
前年度の常時バックアップ契約に基づく契約量及び実供給量をベースロード市場における供出量等から控除することとする。

(2) 常時BUの適正化 (論点①：常時BUの総契約量に占める一部の 新電力の契約割合が極めて高い問題への対応)

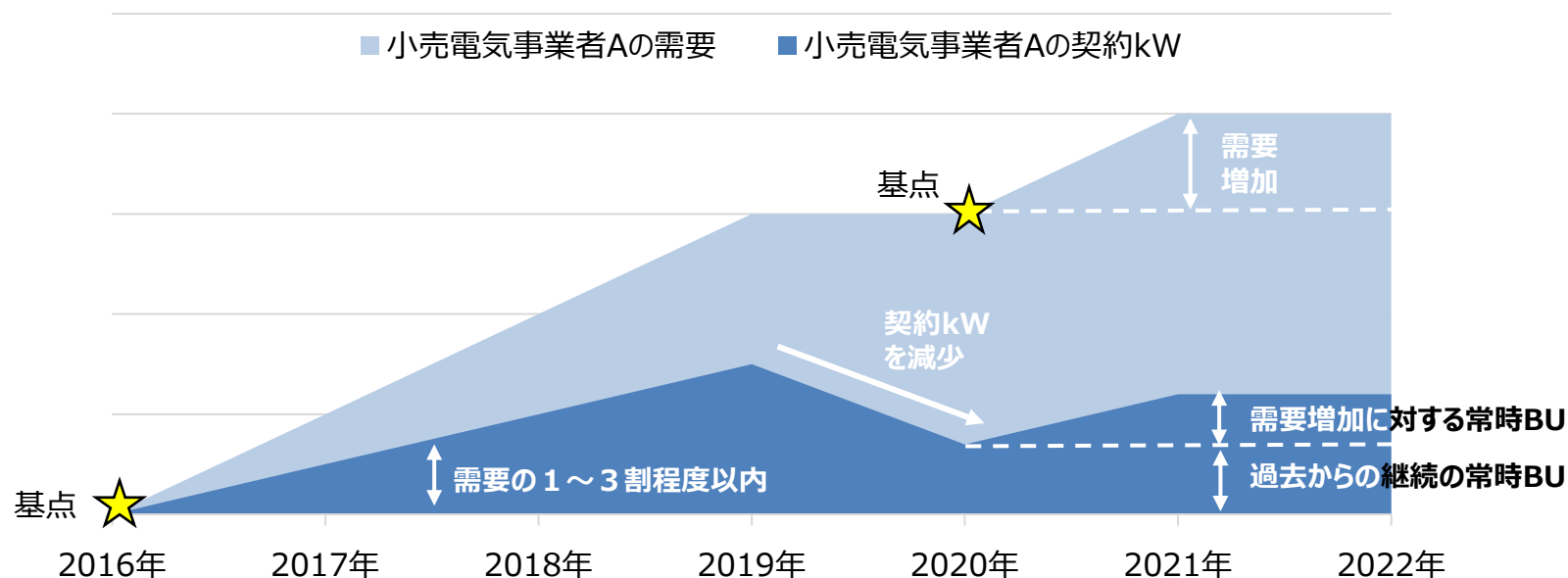
- 常時BUの総契約量に占める一部の新電力の契約割合が極めて高い問題について、主に下図の2つが要因となって生じていると考えられる。



(参考) 基点について

- 常時BUは、新電力が新たに需要拡大をする場合に、その量に応じて一定割合（特高・高圧：3割程度、低圧：1割程度）が契約上限となっているが、「新電力が新たに需要拡大をする場合の一定割合」について、実態としては、現在の契約の申請時点（または開始時点）（これを「基点」という。）からの需要の増加量に対して、一定割合を計算する運用となっている。
- また、エリアによっては、一度契約kWを減少させると、減少させた部分を基点として、そこから需要の増加量の一定割合を計算する運用や、基点を数年前に一律で設定するといった運用となっている場合もある。

常時BUの契約kWの推移（あるエリアにおける運用のイメージ）



(2) 常時BUの適正化（論点①：常時BUの総契約量に占める一部の 新電力の契約割合が極めて高い問題への対応）（続き）

- 要因①（基点）の解消のためには、例えば、基点を一律（例えば、3年前の需要等）に設定するといったことが考えられる。一方、運用上は分かりやすいものの、3年前といった設定に合理的な理由を持たせることが難しいことや、3年前から需要の増加が無い場合や増加が少ない場合、常時BUの契約量が実質的にゼロになったり、契約できる常時BUの量が極端に少なくなるといったことが考えられる。
- そのため、本論点の解決のためには要因②（「新規・追加」の申込<「継続」）を中心に解消することが合理的ではないか。具体的には、「継続」の常時BUと「新規・追加」の常時BUを公平に扱うこと、つまり、常時BUの申込量に応じて公平に新電力に按分することが考えられるのではないか。
- より具体的には、次ページのような運用が考えられるのではないか。

（参考）第56回電力・ガス基本政策小委員会（2022年11月24日）における関連する意見

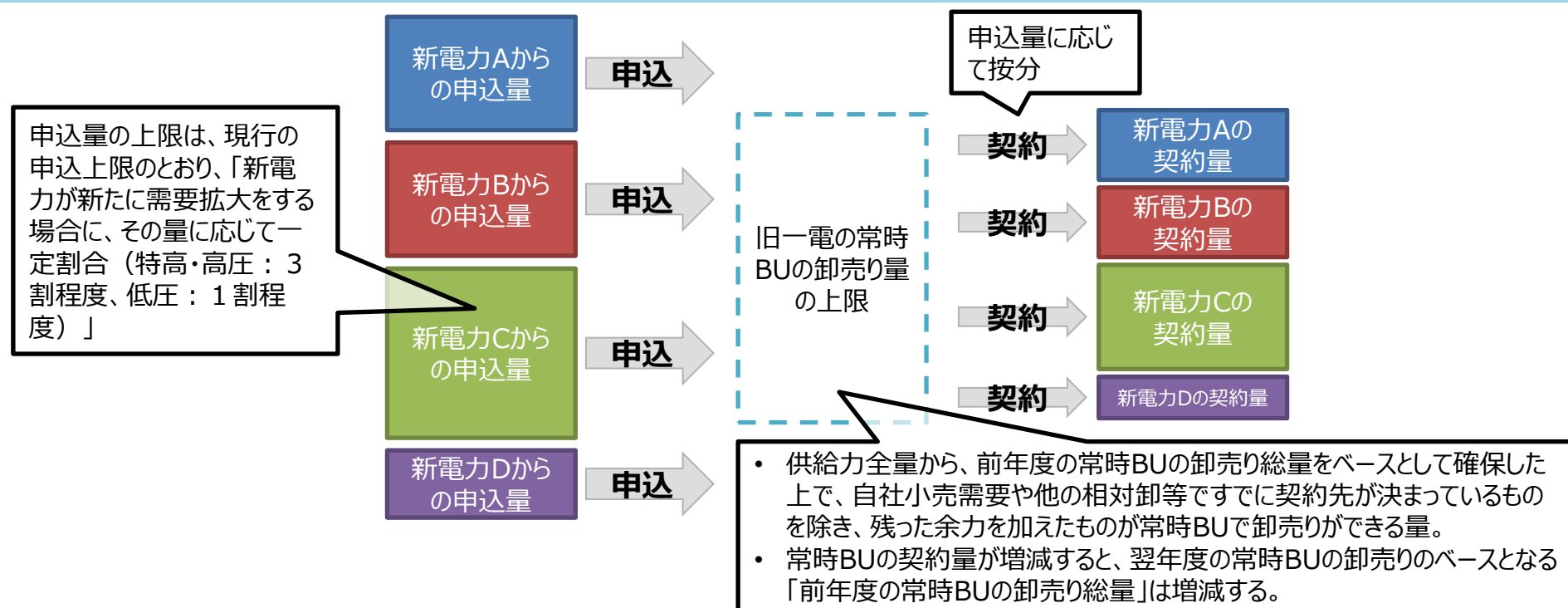
- 柔軟化については、基点を一定期間にすることは1つの考え方だと思うが、新電力の事業開始時期や展開のタイミングによっては、かえって事業者間での不公平感につながる面もあるのではないか。旧一般電気事業者が常時BUに充てる総量を増やせないために、先行する新電力がその卸売りの多くを占めているということだと思うが、契約規模に応じて総量を按分するといった考え方もあると思う。

(2) 常時BUの適正化（論点①：常時BUの総契約量に占める一部の 新電力の契約割合が極めて高い問題への対応）（続き）

- 年1回適切なタイミングで常時BUの募集・申込を行い、下図のような形で契約量を決める運用としてはどうか（※）。なお、当該申込タイミング以降に供給余力が生まれた場合は、申込量に対して必要量が確保できなかった事業者へ配分を行うほか、当該申込タイミング以降における新電力からの常時BUの新規・追加の申込に応じて、供給余力がある限り、常時BUの卸売りを行ってはどうか。

（※）なお、エリアによっては、新電力ごとに契約期間が異なっている場合があり、本運用開始にあたり、全ての新電力との間で既存契約期間の終期を統一させるための協議に一定程度期間を要することには留意が必要。

- また、旧一電の供給余力は需要量（常時BU以外の他の卸売りの契約量等）と供給量（発電機の計画停止等）のバランスによって、季節や月によって変化する。そのため、年間一定の契約kWとするか、季節や月ごとに変化させるかなどは、旧一電各社の供給余力の実態に応じて募集すれば良いこととしてはどうか。



(2) 常時BUの適正化（論点②：転売問題への対応）

- 転売問題については、主に、以下のような要因が考えられるところ。
 - ① 自由に契約kWを変更できるため、市況に合わせて、契約量を変更できること。
 - ② 自由に通告変更ができるため、スポット市場の動向に合わせて、kWhを変更できること。また、（エリアごとに違いはあるが、）通常の卸売り（旧一電グループ内の卸売り含む）と比較しても通告変更が遅いタイミングであり、スポット市場の直前にスポット市場の予想価格を踏まえた通告変更が可能。
 - ③ 常時BUの価格がスポット市場やBL市場よりも低廉な設定となっており、新電力に転売で収益を得るインセンティブが生じていること。
- ①については、前ページのとおり、今後、契約kWを按分するために申込を年1回にすることを基本にするのであれば、事前に契約kWを確定しやすくなるため、**現行の運用と比較すると改善はできるか。**
- ②③については、例えば、**通告変更量の幅を狭めるといったことや、常時BUのオプション価値の評価などを通じ、料金設定を見直すといったことが考えられる。**ただし、**こういった運用の変更により、常時BUよりも旧一電のグループ内・社内取引が有利な条件となることは内外無差別との関係で問題。**

(2) 常時BUの適正化（論点②：転売問題への対応）（続き）

- そのため、エリアごとの内外無差別の取組と整合的に、常時BUの契約内容をエリアごとに変更することを認めるという運用としてはどうか。
（例）契約kWを年間固定とする、通告変更量の幅を狭める、通告変更のタイミングを前倒しする、常時BUのオプション価値の評価などを通じ、料金設定を見直す、等。
- 一方、前回の小委員会での意見も踏まえ、契約内容の変更の際は、以下のような運用としてはどうか。
 - － 上記の例のような重要事項の契約内容の変更を行う場合は監視等委に事前確認する。この際、監視委においては、旧一電内部の卸売りに比較して、常時BUの契約条件が劣後するものでないことを確認する。
 - － なお、通告変更量の幅を狭める、通告変更のタイミングを前倒しするといった変更比べ、価格の変更については、新電力の電源調達に対して、多大な影響を与えると考えられる（※1）。そのため、価格の変更を行う時は、常時BUは契約kWの価格を支払う通年契約であるという観点からも、オプション価値を適正に評価する形での価格変更が求められる（※2）。例えば、社内卸取引におけるオプション価値が定量化されており、常時BUにおけるオプション価値と比較可能とすることが必要。
（※1）例えば、負荷率が0%～100%まで自由に変更できることをもって、全量スポット市場と連動する価格設定等を行うことは、足下のようなスポット市場の価格が例年に比べて高価なタイミングにおいては、実質的に常時BUの廃止と同等の効果を持つと考えられる。
（※2）適取GLの「自己の小売料金に比べて高い料金（注）を設定したり、」（P.22の参考を参照）という記載があるため、この記載には留意が必要。

（参考）常時BUの契約内容の柔軟化に関する意見（第56回電力・ガス基本政策小委員会（2022年11月24日））

- 常時BUの適正化に違和感はないが、詳細設計のやり方によっては廃止と同等の影響を及ぼすこともある。内外無差別な卸売環境の整備が重要であり、そこに向けた各社の取組が後退することのないよう検討を進めていただきたい。
- 商品性の改善については、好き勝手に設計するわけではなくて、そのほうがより合理的であることを確認する必要があると思う。
- 常時BUの柔軟化が実質的に廃止の効果を持つのではないかという意見があったが、常時BUは民民の契約にすぎないので、そこを警戒するのは違うのではないかと思った。

(参考) 常時BUの概要等

- 常時BUの運用・実態の概要と、その仕組みの根拠、足下の課題との関係は下表の通り。

	現行の運用・実態	根拠	足下の課題との関係
契約kWの上限	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>新電力が新たに需要拡大をする場合に、その量に応じて一定割合（特高・高圧：3割程度、低圧：1割程度）。</u> ● ただし、ベースロード市場の約定量は控除。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 1ポツは適取GL（P.27の参考を参照） ● 2ポツは過去の本小委員会（P.39参照） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 「新電力が新たに需要拡大をする場合」の考え方（下欄参照）によっては、一部の新電力の契約割合が極めて高い問題に関係。
契約kWの上限を計算する際の基点の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ● 「新電力が新たに需要拡大をする場合の一定割合」について、実態としては、<u>現在の契約の申請時点（または開始時点）</u>（以下「基点」という。）からの需要の増加量に対して、<u>一定割合</u>を計算する運用となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 特になし 	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>基点が一度設定されると動かない現在の運用では、過去から常時BUを締結していた事業者の方が、より多くの常時BUを契約しやすくなり、一部の新電力の契約割合が極めて高い問題につながる。</u>
契約kWの変更	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>月ごとに契約変更可能</u>（2か月ほど前に契約変更申し込み）。1年に満たないで契約kWを減少する場合、割増料金が請求される。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 過去の本小委員会（P.38参照） 	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>自由に契約kWを変更できるため、市況に合わせて、契約量を変更でき、転売問題と関係。</u>
通告変更量	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>契約kWの範囲で、0%～100%で負荷率を変更することが可能。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ● 特になし 	<ul style="list-style-type: none"> ● 自由に通告変更ができるため、<u>スポット市場の動向に合わせて、kWhを変更でき、転売問題と関係。</u> ● 通告変更の自由度が極めて高いため、自社のベース需要のみならず、それ以上の需要に対しても常時BUを使用するインセンティブにもなっていると考えられる。

(※) 常時BUはあくまで私契約のため、エリアによって、運用の差があることに注意。

(参考) 常時BUの概要等 (続き)

- 常時BUの運用・実態の概要と、その仕組みの根拠、足下の課題との関係は下表の通り。

	現行の運用・実態	根拠	足下の課題との関係
通告変更のタイミング	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>前日9時</u>。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 過去の本小委員会 (P.41参照) 	<ul style="list-style-type: none"> ● (エリアごとに違いはあるが、) <u>通常の卸売り</u> (旧一電グループ内の卸売り含む) <u>と比較しても遅いタイミング</u>であり、スポット市場の直前に<u>スポット市場の予想価格を踏まえた通告変更が可能</u>。
料金設定	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>自己の小売料金や自社小売への卸供給料金と比べて不当に高くないよう設定</u>することとなっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 適取GL (以下の参考を参照) 	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>常時BUの価格がスポット市場やBL市場よりも低廉な設定</u>となっており (P.42参照)、その結果、<u>転売問題が発生</u>していると考えられる。
供給力不足時の対応	<ul style="list-style-type: none"> ● 供給余力が不足すると見込まれる場合に、卸供給や<u>新規・追加</u>の常時バックアップの申出を断ることは、問題があるとはいえないと整理されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 適取GL (以下の参考を参照)、過去の本小委員会 (P.43参照) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 「<u>新規・追加</u>」の常時BUの申出に比べ、「<u>継続</u>」の常時BUが優先された結果、過去から継続的に常時BUを活用してきた<u>一部の新電力の契約割合が極めて高くなっている可能性</u>。

(※) 常時BUはあくまで私契約のため、エリアによって、運用の差があることに注意。

(参考) 適正な電力取引についての指針 (令和4年9月16日、公正取引委員会・経済産業省) (抄)

このような状況において、区域において一般電気事業者であった発電事業者等に供給余力が十分にあり、他の小売電気事業者との間では卸供給を行っている一方で、特定の小売電気事業者に対しては常時バックアップを拒否し、正当な理由なく供給量を制限し又は不当な料金を設定することは、当該小売電気事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあることから、例えば、以下の場合には、独占禁止法上違法となるおそれがある(私的独占、取引拒絶、差別取扱い等)。

- 特定の小売電気事業者に対して、常時バックアップを拒否し、又は正当な理由なくその供給量を制限すること。
- 特定の小売電気事業者に対して、同様の需要形態を有する他の需要家に対する自己の小売料金に比べて高い料金 (注) を設定したり、グループ内の小売電気事業者に対する自己の卸供給料金に比べて不当に高い料金を設定したりすること。

(注) 常時バックアップ料金の不当性の判断においては、常時バックアップでは発生しない需要家への小売供給に係る託送費用や営業費用を減じないなど、費用の増減を適正に考慮しているかどうかを含めて評価することとなる。

(参考) 【論点3】常時バックアップの取引量について

第40回 電力・ガス基本政策小委員会
(2021年10月26日) 資料4-4より抜粋

- 常時バックアップの取引量については、適取GLに「**正当な理由なくその供給量を制限すること**」が独禁法上問題となるおそれがあると記載されている。
- この点について、例えば、
 - 常時バックアップの申込みがあった時点で、**供給余力があるにもかかわらず、常時バックアップの契約が将来的に増える可能性※があることを持って、卸供給や新規・追加の常時バックアップの申出を断ることは問題がある**と考えられるのではないか。
 - 他方、こうした卸供給や常時バックアップの契約が積み上がったと結果として、**供給余力が不足すると見込まれる場合に、卸供給や新規・追加の常時バックアップの申出を断ることは、「供給余力が十分にある」状態とはいえないため、問題があるとはいえない**と考えられるのではないか。
- この供給余力は、**需要の変動や、契約状況等に応じて変動があり得る**と考えられるが、この際にも**重要なことは、やはり内外無差別性が確保されていることではないか**※。

※供給余力の有無の判断において、自社小売部門と他の小売事業者で異なるものでないこと等。また、取引時点の違いや、取引条件の違いについても考慮が必要。

- これらの観点もふまえ、**内外無差別性の確保の重要性に鑑み**、卸売に関する各社によるコミットメント実施状況のフォローアップの一環として、**オプション価値の適切性の議論も踏まえ、引き続き、電力・ガス取引監視等委員会で確認することとしてはどうか**。

※なお、具体的なケースについては、市場や取引の実態を踏まえて、個別の判断が求められる点には留意が必要。

※常時バックアップは年間契約となっていることが一般的であるところ、契約更新等のタイミングで、必要に応じ、論点1～3の趣旨も踏まえた更新協議が行われることが期待される。

「適正な電力取引についての指針（2021年6月、公正取引委員会・経済産業省）」(抜粋)

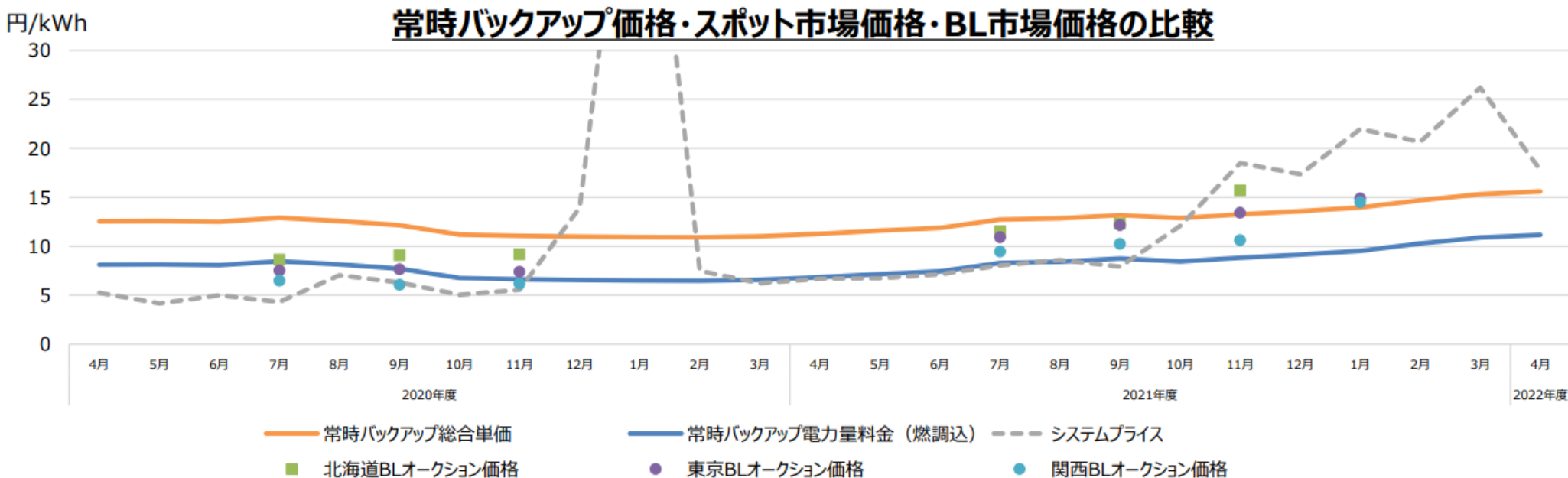
- 区域において一般電気事業者であった発電事業者等に**供給余力が十分にあり**、他の小売電気事業者との間では卸供給を行っている一方で、特定の小売電気事業者に対しては**常時バックアップを拒否し、正当な理由なく供給量を制限し**又は不当な料金を設定することは、**当該小売電気事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあることから、例えば、以下の場合には、独占禁止法上違法となるおそれがある**（私的独占、取引拒絶、差別取扱等）。

○ 特定の小売電気事業者に対して、**常時バックアップを拒否し、又は正当な理由なくその供給量を制限すること**。

(参考) 常時BUの価格

第73回制度設計専門会合
(2022年5月31日) 資料6より抜粋

- 常時バックアップの電力量料金は6円～10円、基本料金を加味した総合単価は10円～15円で推移している一方で、スポット市場価格は昨年秋以降10～20円台で推移。このため、**スポット価格と比較して、相対的に常時バックアップ価格が安価**となっている。さらに、**2022年度BL市場価格と比較しても、常時バックアップ価格の方が安価**となっている。
- なお、この間、全ての旧一電において、常時バックアップの基本料金・電力量料金ともに、**価格の改定は行われていない**。



※2022年度契約に向けた内部補助コミットメントフォローアップにおける旧一電各社回答を集計。

※常時バックアップ総合単価 = 常時バックアップ基本料金 (a) + 常時バックアップ電力量料金 (燃調込) (b)

(a) 常時バックアップ基本料金は、旧一電毎に基本料金を負荷率50% (旧一電全社における平均負荷率水準) として算出 (基本料金 ÷ (30日 × 24時間 × 50%)) した後、旧一電全社で平均価格を算出。

(b) 常時バックアップ電力量料金 (燃調込) は、旧一電毎に電力量料金 (燃調込) を季節別・時間別で按分して算出した後、旧一電全社で平均価格を算出。

※システムプライスは月平均。

(参考) 論点②：常時BUの適正化に関する具体的な方策

- P.36、37の常時BUの現行の運用や実態を踏まえて、常時BUを適正化することが重要。
例えば、以下のような方策が考えられるが、どうか。

方策（例）	具体的な内容
① 基点の考え方の変更	<ul style="list-style-type: none">● 基点が一度設定されると動かない現在の運用では、過去から常時BUを締結していた事業者の方が、より多くの常時BUを契約しやすくなり、一部の新電力の契約割合が極めて高い問題につながる。● そのため、<u>基点を一律（例えば、3年前の需要等）に設定することは考えられるか。</u>一方、例えば、基点を毎年変更する（前年度からの需要増の一定割合を契約上限とする）といった運用にした場合、常時BUを卸す量が極端に少なくなり、実質的に常時BUを廃止しているのと同じ効果となる可能性があることには留意が必要。
② 常時BUの契約内容の柔軟化	<ul style="list-style-type: none">● 既存の常時BUはP.36、37の通り、私契約にもかかわらず、実態上、契約内容がかなり硬直的であり、他の卸売りの条件と乖離している場合が存在。● そのため、<u>エリアごとの内外無差別の取組とも平仄を取りながら、常時BUの契約内容をエリアごとに柔軟に変更することを認めることは考えられるか。</u> (例) 契約kWを年間固定とする、通告変更量の幅を狭める、通告変更のタイミングを前倒しする、常時BUのオプション価値の評価などを通じ、料金設定を見直す、等。

(※) 常時BUはあくまで私契約のため、エリアによって、運用の差があることに留意しつつ、対応の検討が必要。

○その他の論点

- 料金を見直す場合、適取GLの「自己の小売料金に比べて高い料金（注）を設定したり、」（P.37の参考を参照）という制約により、常時BUの料金が固定的な設定となり、オプション価値などを反映した適切な料金設定が難しい可能性が存在。料金の見直しと適取GLとの整合性をどう考えるか。

1. 常時BUを廃止する場合の対応、常時BUの適正化
- 2. 情報提供の充実化（説明方法、開示項目等）**
3. 標準メニューによる受付再開と最終保障供給の状況

論点①：需要家への情報提供の充実化について

- 国際的な燃料価格の高騰や、それを受けた卸電力取引市場価格の高騰などにより、小売電気事業・供給契約そのものや、料金水準の変動のリスクが顕在化してきている。その中で、市場価格変動を反映する料金メニューの増加等の料金メニューの多様化も進みつつあり、どの事業者からどういうメニューで電気の供給を受けるかについて、リスクやメリット・デメリット、事業者・商品の特性などが十分に需要家に理解されるよう、情報提供を充実することはますます重要となっている。
- 検討の視点としては、例えば、本日御議論いただきたい検討の視点
 - ① 需要家が、契約前に料金メニュー等のリスクについて説明を受けられること
 - ② 小売電気事業者の経営の状況について開示されること
 - ③ 需要家が小売電気事業者の情報について容易に比較できることが考えられるか。
- 需要家が、リスクを認識しつつ、適切に契約先となる小売電気事業者を選択するためには、どのような情報内容が考えられるか（次ページも参照）。
- また、情報提供の方法として、①事前説明の項目とすること、②ウェブサイトで情報を掲載すること、の大きく2つの方法が考えられるが、どの情報をより重視して①の対象とするか、改めて整理が必要ではないか。

本日の議論について

- 前回(1/25)の本小委員会において、説明義務等の課題や説明の在り方について御議論をいただき、課題認識や料金の変動性を説明項目に加えることについては方向性が明確になったが、小売供給の安定性を説明項目に加えることについては様々な御意見をいただいた。
- また、重要事項を需要家に認識してもらうための具体的な方法や、今後の需要家への説明のスタンスについても御意見をいただいた。
- 本日は、
 - ① 説明義務等の内容のわかりやすい説明の在り方
 - ② 需要家への情報提供・開示の在り方
 - ③ 需要家への説明スタンスについてについて御議論いただきたい。

前回の本委員会（1/25）における委員等の御意見①

（石井委員）

- ・需要家への情報提供の充実化の部分について、需要家特に中小企業は大変厳しい経営環境にある。物価高、賃上げ圧力、かなり直撃をしている状況。エネルギーコストにもかなり敏感になっている。こうした需要家に対して、料金メニューをはじめ重要事項について必要な情報をメリハリをもって示すことがやはり重要だと思っている。需要家が、納得して選択できる情報開示が不可欠だと思っている。**今回、資料で指摘された課題、方向性はそのとおりだと思っている。ぜひ、その方向で検討を進めていただきたい。**
- ・説明すべき項目については、例えば、**今までの電気料金の変動の推移について要因、料金の内訳とあわせて説明をいただくと、需要家も料金変動のメカニズムとかの理解が深まると思う**ので、是非、その点はお願いしたい。

（武田委員）

- ・料金メニューの多様化進んでいく、市場連動型のメニューは明らかに増加する、ということになると思う。**料金メニューのリスク、メリットについて、需要家が適切な説明を受けられるということがこれまで以上に重要**だと考えている。この点に関し、今回、事務局に御説明いただいた、**事務局資料の説明の方向性については違和感がない**ところ。
- ・需要家が、各料金メニューの特色を十分に意識した上で納得感をもった説得になるように、詳細の検討をさらに深めていただきたい。
- ・説明内容を記載した書面の交付については、**昨今のDX化もふまえてぜひ電子化を行ってわかりやすい資料、書面というのを心がけていただきたい。**

（岩船委員）

- ・小売事業者による説明義務の問題に関して様々な検討がされているが、あまり項目が多いと逆に伝わらないということを非常に懸念。
- ・市場価格に連動してリスクがあるとか、燃調のリスクもこの先どこまで上がるのか、下がるかもしれないが、**変動のリスクについてはこれまでの各社の実績に基づいて説明することが必要。**
- ・**その会社がどういうリスクの取り方をしているのか、長々と説明をしても、なかなか理解できる人は少ないのではないかと思う。もちろん、関心がある人が自分で調べられるようなことはあっても良いかもしれない。**
- ・**一番重要な変動のリスク、値上がりするリスクがあることをきちんと説明することに絞った方が良いのではないか。**

（秋元委員）

- ・リスクを伝えるということは大変重要でこれ自体は賛成だが、小売供給事業の安定性を伝えるということは非常に難しく、需給管理者やインバランス料金の負担者と書いてあるが、**おそらくこれは親BGの傘下にあつて親BGがインバランスリスクを負っているということをおっしゃっていると想像するが、そういうことを普通の需要家に伝えることは相当難しく、簡単に伝える手法がなかなか思いつかない。そういうことまで含めて伝えようとしてもほぼ無理だと思うので、そこまでここで規定するのかどうか、というのは疑問。**
- ・金融商品の場合、金融商品を買う人に対して金融のリスクを伝えるというのはあると思うが、電気なので、全ての人が使っているという中でどのあたりまで伝えるのか、ということはいくよくよく考える必要。

前回の本委員会（1/25）における委員等の御意見②

（四元委員）

- ・小売電気事業者の説明義務の話、基本的に、事務局の示していただいた方向性に賛成する。トラブル防止の意義というのはそのとおりだと思うが、ともすると事業者側のリスク回避にいきがちで、国に言われたことを言われたとおりにやっていたら後から何か入れても大丈夫であろうと、金融商品取引の例を見てもそう思う。この場で、最小限、何を提供したらいいのかきちんと決めておくことは大事だが、需要家にとって、どうわかりやすく伝えるか、そこは各社も自由化なので知恵を絞って工夫をしていただきたい。
- ・その上で、11ページ目の説明項目、**料金の変動リスクの点が圧倒的に重要なので、是非、メリハリをつけた説明義務を検討することが大事。**

（村松委員）

- ・今回、方向性として、需要家の理解度に合わせた説明内容と項目をお示しいただいた。重要性という観点からは、**変動メニューのリスクについてはしかるべきですし、わかりやすさというのは追求していただきたい。**
- ・**小売供給の安定性の確保というのは、専門家であってもなかなかわかりにくい項目**だと思う。需要家の方々が形式的に説明を受けても、丁寧に説明されても理解が進まない項目について、説明してあとは自己責任で、トラブルがあってもあとは需要家の責任というスタンスは決して認められないと思う。むしろ、こういったものに関しては、一定程度の取り組み姿勢をお示しすることを否定するものではないが、需要家の方々にとってわかりにくだろうという前提の下で、問題行動のある事業者を国の側でモニタリングをする、指導するという形で需要家保護に資する方が健全な環境ではないかと考えている。

（大橋委員）

- ・小売事業者に対して説明義務を課すというのは良いことで、**小売事業者に対する意識付けを与えるという意味でも重要。**
- ・ただ、一回やりはじめるとこれをどう説明するのか次の段階としてすごく重要。今、これは紙ベースでやる印象なのか、あるいは、オンラインでも構わないが、十分な説明になっているのか次段階として考えなければならない論点。例えば、**不動産の重要事項説明とか、ずいぶんそうしたことを議論していると思うが、そうしたことも将来議論すべきもの。**

前回の本委員会（1/25）における委員等の御意見③

（大石委員）

- ・ p11.論点①：需要家への情報提供の充実化について、需要家が、契約前に料金メニュー等のリスクについて説明を受けられること②小売電気事業者の経営の状況についての開示③需要家が小売電気事業者の情報について容易に比較できることについて、需要家保護のため、早急に進めていただければと考えます。
- ・ P13～14：事前の説明において、重要事項については、需要家がしっかり認識するための努力が必要と考えます。例えば、**①文字のポイントを大きくする、②太字にする、③マーカーをひく④カラーが使える場合には、赤字、赤枠、で目立つように記載することを求めます。**特に、**市場価格連動料金メニューについては、リスクも含め、需要家に料金のしくみを説明し、理解したうえで契約したことがわかるよう、チェックやサインを入れる（形骸化しないような対策は必要）など、需要家保護のためにガイドラインに記載することを求めます。**
- ・ **需要家（契約者）は多様であり、高齢者で目や耳が不自由な場合はより丁寧な対応が求められますし、また、成年年齢の引き下げで18歳であっても契約を結べるようになったこともあり、消費者の情報提供については、引き続き丁寧に行っていくことを求めます。**

（澤田委員）

- ・ 小売電気事業者の説明の在り方だが、営業の方が勧誘するということと、リスクを説明し過ぎるとうまく勧誘できない、というトレードオフをイメージされながら、例えば、訪問、電話等で勧誘されているケースが結構あると思う。
- ・ ここは説明のスタンス、説明の在り方も重要だが、説明のスタンスをもう1回、きちっともった方が良いと思う。すなわち、今の世の中においてはリスクをきちっとわかりやすく説明してあげるからこそ、この事業者にしようという、ある意味、勧誘として上手くいく方向だと思う。**トレードオフではないということを、説明者にきちっと教育をして、どうするというを徹底するとともに、問題があった場合の相談窓口を整備するというのも含めて、この説明などの在り方を今一度考えた方が良い。**

小売供給契約締結前の説明義務や書面交付義務の現状について

- 小売電気事業者は、電気事業法に基づき、小売供給契約を締結しようとするときは、需要家に対して**料金その他の供給条件について説明しなければならず**、その説明のときには**説明内容を記載した書面を交付しなければならない**こととされている※1 ※2。
- この説明義務は、**需要家に対して料金その他の供給条件に係る十分な説明が行われないことに起因するトラブルの発生を未然に防止する**とともに、需要家が料金その他の供給条件を十分に理解した上で小売供給を受けることができる環境を整備する必要があることから、小売電気事業者に対して課すこととされたものである。

※1 媒介事業者、取次事業者、代理事業者、登録特定送配電事業者等に対しても同様の説明義務が課されている。

※2 需要家の承諾を得ていれば、インターネットを通じた提供も可能である。

<現行の事前説明事項、書面記載事項>

- | | |
|---------------------|---|
| 1. 小売電気事業者等の名称 | 11. 託送供給等約款上の需要家の責任 |
| 2. 連絡先、苦情問合せ窓口等 | ※12. 契約期間 |
| 3. 申し込み方法 | 13. 需要家側からの解除等の連絡先、方法、
※期間制限、違約金、条件等 |
| 4. 供給開始予定日 | 14. 小売電気事業者側からの解除（料金滞納等）、変更 |
| 5. 契約プラン、料金単価 | ※15. （メニュー特性がある場合）電源の種類及び根拠 |
| ※6. 工事費等需要家の負担する費用 | ※16. 需要家の電気の使用等の制限内容 |
| ※7. 契約電力、電流容量等の算定方法 | ※17. その他重要な供給条件 |
| 8. 供給電圧、周波数 | |
| 9. 計量方法、料金調定方法 | |
| 10. 料金等の支払い方法 | |

※は、該当するものがある場合にのみ事前説明の義務が課されている事項。

説明義務等の課題について

- 現行の説明義務等では、契約の前提となる基本的な事項を列記している。他方で、昨今の事象を踏まえれば、料金の変動・安定性、小売供給事業の安定性といった要素は、需要家の利益と選択にとってこれまで以上に重要性が高まっていると考えられる。
- 料金メニューについては、昨年来、市場価格連動型のメニューを新たに提供する事業者や、燃料費調整に市場価格連動を織り込む料金メニューを公表する事業者が登場しており、今後、さらに増加していくことも考えられる。市場価格の変動リスクが小売電気事業者から需要家側に寄っていくことについては、需要家の認知と理解が必要である。
- 料金メニューがより複雑化する中で、どのような要因によって、どの程度の価格の変動が生じるのか、需要家がどういうリスクを負うのか、について正しく理解することは必要。
- また、市場価格の高騰やインバランス料金の負担等を要因とした破産等の事業撤退により、需要家が契約の解約や最終保障供給への切り替えを余儀なくされ、トラブルが発生していることを踏まえた対応も検討が必要ではないか。
- また、説明義務等については、上記観点からの項目・内容面に加えて、需要家にとってのわかりやすさの観点からも考慮を行うことが必要ではないか。
- どのような要素は、必ず需要家に伝える説明義務の対象とするか、あるいは、関心がある需要家がウェブサイト等知ることができればよいものとするか、を今後数回の本小委員会で議論頂き、整理をしてはどうか。

- **料金の変動性・安定性や需要家が負うリスク**については、現行制度上、料金の算定方法についても説明することが必要※₁であるが、次のような説明を加えるべきか。他に考えられるものはあるか。
 - ✓ **市場価格や燃料価格の変動により料金変動するリスクがあることの説明**
 - ✓ **どのような場合にどのような変動をするかを市場価格や燃料価格の変動の例示を用いて説明**
 - ✓ **変動の前提としている背景（例 市場依存度）について説明**
- **小売供給事業の安定性**については、現在は、特段の説明を求めているが、次のような説明を加えるべきか。他に考えられるものはあるか。
 - ✓ **市場価格等のリスクを低減するための取組**
 - ✓ **需給管理者やインバランス料金の負担者**
- **需要家にとってのわかりやすさ**の観点からは、次のような要素が必要ではないか。
 - ✓ **需要家の知識、経験や電力の使用状況に応じてわかりやすい丁寧な説明**
 - ✓ **図表、グラフ、概念図などを用いて、需要家の理解しやすい情報**
 - ✓ **事前交付書面は一定程度の大きさのフォントを活用することや、重要事項についてはさらに大きなフォントを用いたり、枠囲いをするなど、認知性向上の工夫**

※1 現在、電力の小売営業に関する指針において、需要家にとって燃料費調整等の仕組みや料金変動のリスクが分かりやすい料金メニューとすること等が望ましい行為として整理されている。

※2 他法令においては、知識や経験に応じた説明義務、一定程度の大きさのフォントや枠囲いをした書面の交付義務、契約書面の内容についての基準の設定によりサービスの利用者の保護を図っている事例がある。

論点①：説明義務等の内容のわかりやすい説明の在り方

- 前回の本小委員会における委員の御意見を踏まえ、需要家にとってのわかりやすさの観点から必要な要素については以下のとおり整理できるか。
 - ✓ 需要家の知識、経験や電力の使用状況に応じてわかりやすい丁寧な説明。特に、高齢者で目や耳が不自由な場合に丁寧な対応が必要。
 - ✓ 図表、グラフ、概念図などを用いて、今までの料金の変動の推移（※）や要因・料金の内訳も含め、需要家の理解しやすい情報
(※) 新規に事業を開始した場合や、料金の内容を中途変更した場合（燃調の上限を解除する、市場連動のメニューに変更する、等）は、変更後の料金の内容を今までの電力市場や燃料市場の変動に当てはめた料金変動の推移。
 - ✓ 事前交付書面は一定程度の大きさのフォントを活用することや、重要事項についてはさらに大きなフォントを用いたり、枠囲い、マーカー、カラーが使える場合における赤字・赤枠による記載をするなど、認知性向上の工夫
 - ✓ 特に、市場価格連動要素を含む料金メニューについてはリスクを含め理解した上で契約したことがわかるようチェックやサインを入れる
- 今後、各要素について他の法令も参考に、省令、小売GL上「問題となる行為」又は「望ましい行為」に位置づけるものに整理する方向で検討を進めることとしてはどうか。

(石井委員)

- ・説明すべき項目については、例えば、今までの電気料金の変動の推移について要因、料金の内訳とあわせて説明をいただくと、需要家も料金変動のメカニズムとかの理解が深まると思うので、是非、その点はお願いしたい。

(大石委員)

- ・P13～14：事前の説明において、重要事項については、需要家がしっかり認識するための努力が必要と考えます。例えば、①文字のポイントを大きくする、②太字にする、③マーカーをひく④カラーが使える場合には、赤字、赤枠、で目立つように記載することを求めます。特に、市場価格連動料金メニューについては、リスクも含め、需要家に料金のしくみを説明し、理解したうえで契約したことがわかるよう、チェックやサインを入れる（形骸化しないような対策は必要）など、需要家保護のためにガイドラインに記載することを求めます。
- ・需要家（契約者）は多様であり、高齢者で目や耳が不自由な場合はより丁寧な対応が求められますし、また、成年年齢の引き下げで18歳であっても契約を結ぶようになったこともあり、消費者の情報提供については、引き続き丁寧に行っていくことを求めます。

論点②：需要家への情報提供・開示のあり方（現状）

- 電気事業法における説明義務等に加えて、需要家の利益保護や需要家が適切な選択を行える環境を整える観点から、「電力の小売営業に関する指針（小売GL）」において、
 - ①一般的な情報提供としての「望ましい行為」と「問題となる行為」
 - ②電源構成等や非化石証書の使用状況の適切な開示の方法について「望ましい行為」と「問題となる行為」について定めている。

一般的な情報提供

望ましい行為

- ①標準メニューの公表
- ②平均的な月額料金例の公表
- ③価格比較サイト等における小売電気事業者等以外の者による需要家の誤解を招く情報提供の訂正の例
- ④電気料金に工事費等が含まれている場合の請求書等への内訳明記
- ⑤託送料金相当額及び電気料金に公益性の観点から含まれている負担金額の請求書等への内訳明記
- ⑥業務改善命令を受けた事実の公表
- ⑦市場連動型メニューにより小売供給を行う際の実施
- ⑧燃料費調整等の仕組みを伴う料金メニューによる小売供給を行う際の実施
- ⑨調整上限を設けた燃料費調整等の仕組みを伴う料金メニューによる小売供給を行う際の実施

問題となる行為

- ①料金請求の根拠を示さないこと
- ②需要家の誤解を招く情報提供

電源構成等や非化石証書の使用状況の適切な開示の方法

望ましい行為

- ①電源構成及び非化石証書の使用状況の開示
- ②開示対象の情報の算定の期間
- ③インバランス供給を受けた電気を過去の電源構成の実績値に仕分ける方法
- ④間接オークションを踏まえた算定方法
- ⑤電源特定メニューや再エネメニュー等を提供する場合の電源構成及び非化石証書の使用状況の算定方法（当該特定メニュー分の控除）

問題となる行為

- ①非化石証書を使用せずに環境価値を訴求すること
- ②非化石証書を使用したことをもって電源構成等に関して誤解を招く表示をすること
- ③電源構成によって、需要家が供給を受ける電気の質自体が変わると誤認されるような表示を行うこと。
- ④開示している電源構成等の情報が、特定の算定期間における実績又は計画であることを明示しないこと
- ⑤電源構成等の情報について、割合等の算定の明確な根拠なく、又は、割合等の数値及びその算定の具体的根拠を示さずに、情報の開示を行うこと。
- ⑥電源の区分けについて、需要家の混乱や誤認を招く方法で開示すること。
- ⑦電源構成に関する情報が利用可能な電気の卸売（常時バックアップを含む。）を受けている際に、その情報を踏まえて電源構成等を仕分けずに電源構成等の開示を行うこと。
- ⑧「日本卸電力取引所から調達した電気」に区分される電気について、どのような電気が含まれ得るのか明示しないこと。また、日本卸電力取引所から調達した電気の二酸化炭素排出係数について、取引所で約定された事業者の事業者別の基礎排出係数を約定した電力量に応じて加重平均することにより算定する方法以外の方法で算定すること。
- ⑨小売電気事業者が発電・調達した特定の電源種の電力量及び特定の地域の発電所で発電した電力量について、他の小売電気事業者に転売・譲渡等をしているにもかかわらず、自己の需要家向けの販売電力量に算入する、又は電源特定メニューなどで特定の需要家向けに用いることとしているにもかかわらず、他のメニューを契約している需要家向けの販売電力量に算入するなど、電力量の「二重計上」を行うこと。
- ⑩例えば昼間に発電・調達した電気を夜間に供給する電気とみなすなど、異なる時点間で発電・調達した電力量を移転する取扱いを行った上で電源構成等の算定を行うこと
- ⑪特定メニューを提供する小売電気事業者が、電源構成の開示に際して当該特定メニューの販売電力量や非化石証書使用量を控除しない場合に、当該特定メニューでの販売電力量が含まれることを明示しないこと。

論点②：需要家への情報提供・開示の追加項目候補

- 料金の変動性については、個々の契約を締結しようとする段階において需要家に対して説明を行うこととすることで、例えば、市場価格に完全に連動する料金メニューについては、需要家が市場価格の変動に伴う料金の変動リスクについて理解した上で契約を締結することができるとともに、小売事業者にとっては電源調達の価格変動リスクを料金に転嫁できることとなる。
- 他方、多くの料金メニューがこのように電源調達の価格変動リスクの全てを需要家に対して転嫁しているものではなく、小売事業者において、燃料費調整の仕組みなどを活用して毎月料金を変動させながらも、電源調達の価格変動リスクを一定程度負うことで、一定の安定性のある料金メニューを提供しながら競争している。
- このため、料金の変動性について説明することに加えて、需要家にとって、契約している（一定の安定性のある）料金メニューがどの程度維持可能かの予見性を知る手がかりとなる情報も、選択を行う上では重要性を有するのではないか。
- 具体的には、例えば、
 - （1）電源構成（卸電力取引所からの調達比率を含む。）
 - （2）価格変動がある電源調達のコスト変動への対応方針・取組（定性的な内容）
 - （2-2）対応方針や取組について、さらに深めて定量的に整理した情報（リスクヘッジ割合等）が考えられるか。
- 加えて、電源調達・需給管理を自社で行うか/他社に委ねるかという点はエネルギー供給事業者としての有り様が大きく異なる。また、連帯責任から破産等に至る事例も発生していることから、BGに関する情報（電源調達・需給管理の体制等）の提供についても、比較情報としては、一定の重要性を有するのではないか。

論点②：追加する項目の位置づけや開示の方法

- 今回、情報提供・開示の対象に加えることを検討する項目については、次のような位置づけが考えられるが、どのような位置づけが適当と考えられるか。
 - ① 説明義務の一項目として位置づける
 - ② 情報提供・開示することを望ましい行為として位置づける
 - ③ 比較情報としてであると有益なものと位置づける※別途、問題となる開示の事例を例示することは併せて必要か。
- 特に②については、需要家への情報提供・開示の方法として、ウェブサイトへの掲載や請求書への記載等が考えられる。DXの観点や、情報量と紙幅制約、需要家の利便性からも、紙で提供する書面でもQRコードでのリンク等の適切な紐付けが行われていれば、基本的にはウェブサイトでの情報提供とすることで良いのではないか。

(参考) 情報提供の内容と掲載場所

項目	小売GLにおける情報提供・開示の方法
電気計器及び工事に関する費用	請求書、領収書等
託送料金相当額、公益性の観点から託送料金又は賦課金により回収するもの	請求書、領収書等
燃料費調整等の仕組みやそれによる 料金変動のリスク、燃料費調整の調整上限の算定方法等	ホームページ等
電源構成、非化石証書の使用状況、二酸化炭素排出係数	ホームページやパンフレット、チラシ等

③：今後の需要家への説明スタンスについて業界内への浸透の仕方について

- 前回の本小委員会において、需要家に対するリスク情報の説明・開示のスタンスを見直す必要性について御意見をいただいた。
- 今後、制度改正を行い業界内に説明するタイミング等の機会を活用して、こうした考え方の浸透を図っていくこととしたい。

(澤田委員)

- ・小売電気事業者の説明の在り方だが、営業の方が勧誘するというのと、リスクを説明し過ぎるとうまく勧誘できない、というトレードオフをイメージされながら、例えば、訪問、電話等で勧誘されているケースが結構あると思う。
- ・ここは説明のスタンス、説明の在り方も重要だが、説明のスタンスをもう1回、きちっともった方が良くと思う。すなわち、今の世の中においてはリスクをきちっとわかりやすく説明してあげるからこそ、この事業者にしようという、ある意味、勧誘として上手くいく方向だと思う。トレードオフではないということを、説明者にきちっと教育をして、どうするというを徹底するとともに、問題があった場合の相談窓口を整備するというのも含めて、この説明などの在り方を今一度考えた方が良い。

(参考) 説明書面のオンライン交付について

- 小売電気事業者は、料金その他の条件を需要家に対して説明する際には、書面を交付しなければならないが、需要家の承諾を得て、オンライン（電子メール、インターネット閲覧）で交付することができる。
- また、契約締結後の書面交付についても、需要家の承諾を得て、オンラインで交付することができる。

(供給条件の説明等)

第二条の十三 小売電気事業者及び小売電気事業者が行う小売供給に関する契約(以下「小売供給契約」という。)の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者(以下「小売電気事業者等」という。)は、小売供給を受けようとする者(電気事業者である者を除く。以下この条において同じ。)と小売供給契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理をしようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、当該小売供給に係る料金その他の供給条件について、その者に説明しなければならない。

2 小売電気事業者等は、前項の規定による説明をするときは、経済産業省令で定める場合を除き、小売供給を受けようとする者に対し、当該小売供給に係る料金その他の供給条件であつて経済産業省令で定める事項を記載した書面を交付しなければならない。

3 小売電気事業者等は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、小売供給を受けようとする者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて経済産業省令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該小売電気事業者等は、当該書面を交付したものとみなす。

(書面の交付)

第二条の十四 小売電気事業者等は、小売供給を受けようとする者と小売供給契約を締結したとき(小売供給契約の締結の媒介を業として行う者にあつては、当該媒介により小売供給契約が成立したとき)は、経済産業省令で定める場合を除き、遅滞なく、その者に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

一 小売電気事業者等の氏名又は名称及び住所

二 契約年月日

三 当該小売供給に係る料金その他の供給条件であつて経済産業省令で定める事項

2 小売電気事業者等は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、小売供給を受けようとする者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて経済産業省令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該小売電気事業者等は、当該書面を交付したものとみなす。

1. 常時BUを廃止する場合の対応、常時BUの適正化
2. 情報提供の充実化（説明方法、開示項目等）
3. **標準メニューによる受付再開と最終保障供給の状況**

4月からの新たな標準メニューでの受付状況について

- 昨年来、みなし小売電気事業者各社は、一時的に標準メニューでの受付を停止していたが、**順次、新たな標準メニューについて公表し、受付を再開**（4月から供給開始）。
- 他方、受付再開後に、当初想定していた供給力を上回る申し込みがあり、**受付を再停止した者も存在**。

事業者	受付再開日	供給開始日	現ステータス	備考
北海道	22年12月22日	23年4月1日	受付中	
東北	22年7月29日	23年4月1日	受付中	<ul style="list-style-type: none"> ・22年9月20日に再度受付停止 ⇒23年2月13日に再度受付再開 ・市場連動型メニューも受付中
東京EP	22年10月24日	23年4月1日	受付停止中	<ul style="list-style-type: none"> ・22年10月26日に再度受付停止 ・市場連動型メニューにて受付中
中部MZ	23年1月31日	23年4月1日	受付中	<ul style="list-style-type: none"> ・市場連動型メニューも受付中
北陸	22年12月15日	23年4月1日	受付中	
関西	22年12月15日	23年4月1日	受付中	<ul style="list-style-type: none"> ・市場連動型メニューも受付中
中国	23年1月10日	23年4月1日	受付停止中	<ul style="list-style-type: none"> ・23年1月11日に再度受付停止 ・市場連動型メニューにて受付中
四国	22年12月12日	23年4月1日	受付中	<ul style="list-style-type: none"> ・市場連動型メニューも受付中
九州	23年2月14日	23年4月1日	受付停止中	<ul style="list-style-type: none"> ・23年2月14日に再度受付停止 ・市場連動型メニューにて受付中
沖縄	受付停止の実績なし		受付中	

(参考) 新たな標準メニューについて

- これまでに各社が公表した新たな標準メニューの中には、市場調達やFIT調達の費用を反映させる観点から、**市場価格調整項を設定**したものが存在。
- 具体的には、過去3ヶ月間の平均市場価格を2ヶ月後の電気料金に反映（例：10 - 12月の平均市場価格を翌年3月料金に適用）することで調整を実施するケースが多い。

事業者	平均市場価格の算定パターン		市場価格連動の基準単価 ※市場価格でのおおよその調達比率を示す
北海道	パターンA	エリアの①昼間・②全日のスポット市場価格を、①FIT購入比率で、②市場調達比率で加重平均	高圧：0.229 特高：0.223
東北	パターンA	エリアの①昼間・②全日のスポット市場価格を、①FIT購入比率で、②市場調達比率で加重平均	高圧：0.146 特高：0.142
東京EP	パターンA (※1)	エリアの①昼間・②全日のスポット市場価格を、①FIT購入比率で、②市場調達比率で加重平均	高圧：0.337 特高：0.328
中部MZ	パターンB	エリアの昼間スポット市場価格を平均	高圧：0.103 特高：0.101
北陸	パターンB (※1、2)	エリアの昼間スポット市場価格を平均	高圧：0.149 特高：0.145
関西	標準メニューの見直しなし		-
中国	パターンA	エリアの①昼間・②全日の回避可能費用単価(※3)を、①FIT(PV)購入比率で、②FIT(PV以外)購入比率で加重平均	高圧：0.162 特高：0.158
四国	市場価格調整項の設定なし		-
九州	標準メニューの見直しなし		-
沖縄	市場価格調整項の設定なし		-

※1 平均市場価格の採録期間が他社と異なる

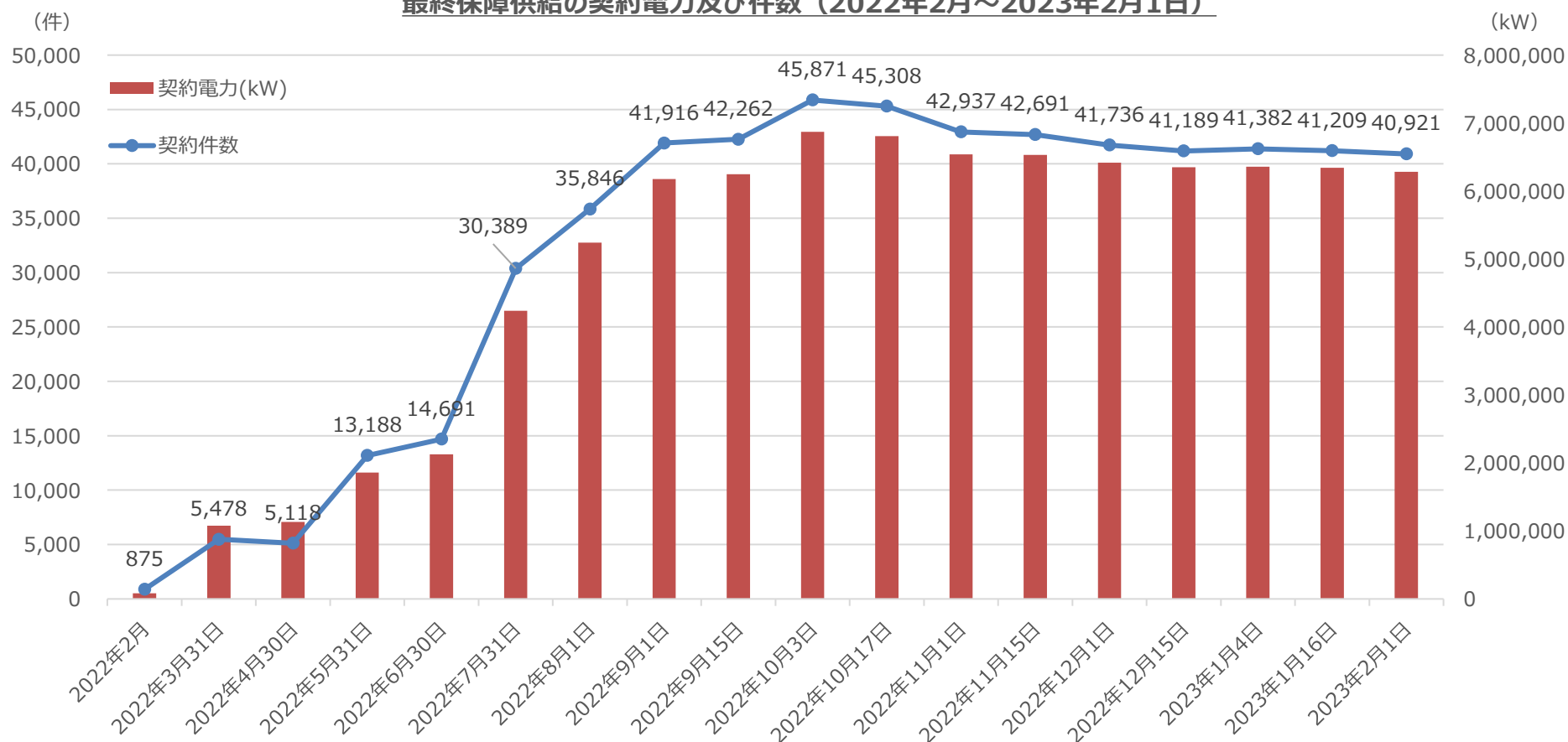
※2 市場価格に応じた非調整バンドを設定

※3 スポット市場価格と時間前市場価格の加重平均値

(参考) 最終保障供給の契約電力及び件数の推移

- 一般送配電事業者が行う最終保障供給は、すべての需要家が電気の供給を受けられることを制度的に担保するためのセーフティネットとの位置付け。
- 2022年3月以降、契約電力が急増。秋以降、微減傾向にあるものの、多くの小売電気事業者が新規の契約受付を見合わせていたこともあり、契約件数は4万件、契約電力は600万kWと引き続き高水準となっている。

最終保障供給の契約電力及び件数 (2022年2月～2023年2月1日)



2023年4月以降の最終保障供給契約件数の見通しと課題について

- 2023年4月以降の最終保障供給契約件数は、3万件弱の契約数となることが想定されるが、引き続き、最終保障供給の正常化を目指すところ、今後どのような対応が取りうるか。

エリア	契約数※1 (A)	最終保障供給契約から 小売契約への切替申込件数※2 (B)	4月以降の最終保障供給 契約件数の見通し (A) - (B)
北海道	2,031	802	1,229
東北	3,015	289	2,726
東京	17,926	6,049	11,877
中部	5,824	2,596	3,228
北陸	677	303	374
関西	2,853	700	2,153
中国	4,255	2,186	2,069
四国	268	89	179
九州	4,072	540	3,532
計	40,921	13,554	27,367

※1 2023年2月1日時点の契約数

※2 最終保障供給契約から小売契約への流出件数に、小売契約から最終保障供給契約への流入件数を加味した数値（2023年2月21日時点の概算値）

今後の最終保障供給におけるスポット市場での原資の調達について

- 最終保障供給契約の原資調達について、単価の高い調整力からの調達を回避する観点から、スポット市場からの調達を認めてきた。
- 一方、こうした調達については、本年3月末までとし、4月以降の対応については必要に応じて検討を行うこととしている。このため、最終保障供給契約件数の推移、社会的コストの低減及びスポット市場への影響を踏まえ、今後の調達について決定する必要がある。
- その際、確認する事項は以下のとおり。
 - ① 最終保障供給から小売電気事業者との契約への切り替えを促す取組の実施状況
 - ② 社会的コストの低減による影響
 - ③ スポット市場で調達することによる市場へ与える影響
- 上記を踏まえ、次回第60回電力・ガス基本政策小委員会で最終保障供給の原資をスポット市場で調達することを検討する。

今後のスケジュール

令和5年3月27日(月) 第83回制度設計専門会合

今冬のスポット市場における取引による市場への影響に関する分析結果を報告

令和5年3月29日(水) 第60回電力・ガス基本政策小委員会

第83回制度設計専門会合における報告内容を踏まえ、令和5年4月以降のスポット市場での取引における対応を議論

令和5年4月以降

令和4年度スポット市場での取引結果から市場へ与えた影響分析及び社会的コストの低減による影響を分析したうえで、今後の取引の対応を検討